

55 歳以上の社員の賃金改善措置

平成 31 年 3 月 15 日

平成 31 年 4 月 1 日現在、満 55 歳の基本給の適用を受ける社員（管理職社員は除く）については、賃金改善措置として、基本給に 3,200 円（ベースアップ含む）を加算する。